

●医学・医療領域におけるゲノム編集技術のあり方検討委員会設置要綱

平成 29 年 10 月 30 日
日本学術会議第 256 回幹事会決定

(設置)

第 1 日本学術会議会則第 16 条第 1 項に基づく課題別委員会として、医学・医療領域におけるゲノム編集技術のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(職務)

第 2 委員会は、第 23 期に公表された提言「我が国の医学・医療領域におけるゲノム編集技術のあり方」について、検討結果の概要を海外のアカデミーに周知するため、提言の英語版を作成する。

(組織)

第 3 委員会は、20 名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

(設置期限)

第 4 委員会は、平成 30 年 3 月 31 日まで置かれるものとする。

(庶務)

第 5 委員会の庶務は、事務局参事官（審議第二担当）の協力を得て、事務局参事官（審議第一担当）において処理する。

(雑則)

第 6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。